

産婦健康診査・産後ケア事業について

こども保健課

1 産婦健康診査について

<事業開始>

平成30年6月から

<対象者>

産後2週間ごろの産婦、ただし生後3週間までは受診可能

<内容>

産後うつ予防や新生児への虐待予防を図る目的で健診を実施

産科医療機関や助産所で、母体の回復や授乳状況、精神状態の把握、子育ての情報提供を行う。

問診；生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患

診察；子宮復古状況、悪露、乳房の状況

測定；体重、身長

検査；尿、メンタルチェック

<実績> 8月末現在

受診者数 647人

2 産後ケア事業について

<事業開始>

平成30年6月から

<対象者>

家族等から支援を受けられず、心身の不調や育児不安の強い等のある産後4か月未満の産婦と乳児

<内容>

産婦人科医療機関や助産所で、宿泊型またはデイサービスを利用

身体ケア；身体の休養や乳房管理

こころのケア；育児相談、お母さんの心の休養

育児ケア；赤ちゃんの沐浴や授乳方法、発育、発達

<利用日数> 最大7日間

<実績> 8月末現在

利用実人数 12人

利用延日数 55日